

五ヶ瀬町議会BCP（業務継続計画）

令和2年3月

目 次

第1. 目的・意義	1
第2. 災害時の議会、議員の行動指針	2
1. 災害時における議会の役割	
2. 災害時における議員の役割	
3. 災害時における事務局の役割	
第3. 災害時の町との関係	3
第4. 想定する災害	4
第5. 業務継続体制の確保及び活動の基準	5
1. 議会の対応	
2. 議員の対応	
3. 事務局の対応	
第6. 情報の的確な収集	9
第7. 業務継続及び災害復旧に向けた対応	10
○時系列にみる基本的行動パターン	11
第8. 議会の防災訓練及び環境整備	12
第9. 計画の運用（BCPの見直し）	13
○五ヶ瀬町議会BCPイメージ図	14
○五ヶ瀬町議会災害時対策会議設置要綱	15
○五ヶ瀬町議会BCP概要	21
参考：安否確認のひな形	
（様式第1号）議員の安否確認表	
（様式第2号）災害対策会議宛 情報連絡表	

第1. 業務継続計画の目的と意義

2011年3月11日に発生した東日本大震災、2016年4月に2度にわたる震度7の地震で大きな被害が発生した熊本地震や多発する豪雨災害など、これまで大規模な災害に見舞われた際に住民の生命、身体及び財産を守る役割を果たす地方自治体はその機能を失うという危機的な状況に陥った。

先の東日本大震災や熊本地震を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている。

このような中、震災時において専決処分が多く行われるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たせなかった経緯と教訓から、議会においても議会・議員としての行動指針の必要性を感じ、2018年3月に町が策定した地域防災計画以外に、議会独自のBCP策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

これらのことから、今後発生し得る大規模災害時などの非常時において、五ヶ瀬町災害対策本部と連携し、被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることにより、専決処分を可能な限り少なくし、二元代表制を早期に機能させるため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた「五ヶ瀬町議会業務継続計画（五ヶ瀬町議会議会BCP）」を策定するものである。

第2. 災害時の議会、議員の行動指針

1. 議会の役割

議会は、大規模災害発生時においてもその機能を維持するため、五ヶ瀬町議会災害時対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）に基づく、五ヶ瀬町議会災害時対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、五ヶ瀬町災害対策本部（以下「町本部」という。）と連携し、早急かつ円滑に災害対策活動を実施するとともに、必要に応じ有効な議決ができる会議を開催できる体制を整えなければならない。

2. 議員の役割

議員は、議会の機能維持のための構成員としての役割を念頭に置きながら、地域の一員として住民の安全確保と応急対応等にあたり、対策会議の指揮の下、情報の収集及び伝達に努めなければならない。

3. 議会事務局の役割

議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の業務に従事する。また、町本部と連携し、情報共有を図るとともに、議員への情報伝達を行う。

※検討課題

現在、議会事務局職員（2名）は町本部の組織体制に組み込まれており、その指揮命令下にあるため、議会災害対策会議が設置された場合における業務は、議会を優先する旨の申し入れを行う。

第3. 災害時の町との関係

大規模災害発生時において、実質的に災害対策を実施するのは町本部を中心とした町の関係課である。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

特に災害初期においては、町では情報収集や応急対策業務に奔走し混乱状態にある事が予想されることから、議員による情報収集や要請などの行動については配慮が必要である。

対策会議は、議員が収集した地域の災害情報を的確に把握し、集約したものを町本部へ伝達すると同時に、町本部が集約した全体的な情報を的確に受け取り、対策会議で協議することで必要に応じてその結果を報告していくことが重要であり、町本部と対策会議は組織的な連絡・連携体制を確立する。

災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

第4. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は以下のとおりとする。

町地域防災計画に基づく町災害対策本部等が設置される基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・震度5弱以上の地震
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的または広範囲で、住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれのある場合
その他	・自然災害のほか、大規模な家事災害や道路災害、林野火災、新型インフルエンザなどの感染症、原子力災害、大規模なテロなどで大きな被害が発生したとき、またはそのおそれのあるもの

第5. 業務継続の体制及び活動の基準

非常時においても議会が基本的な機能を維持するためには、まず議員の安全確保と安否確認が必要となる。議会と議会事務局（以下「事務局」という。）の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

1. 議会の体制

（1）災害対策会議の設置

議会は、災害初期から議会機能を的確に維持するために、町本部設置後、速やかに五ヶ瀬町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。

2. 議員の体制

（1）議員の基本的行動

① 安全確保

速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。

② 対策会議への参加

安否の連絡を行い、対策会議からの招集に備え連絡体制を常時確保する。

③ 地域情報の把握と共有

地域の災害情報等は対策会議へ報告し、町への直接提供や問い合わせ、要望等は厳に慎む。また、SNS等への掲載は行わない。

④ 地域活動への協力

対策会議からの招集があるまでは、地域における活動に従事する。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

（2）発生時期に応じた議員の行動基準

（ア）本会議・委員会中

① 会議の休憩・散会

議長または委員長は、会議の休憩または散会し、事務局職員に対し、避難誘導その他の安全確保のための指示をする。

② 安全確保

議員は、速やかに自身の安全確保、家族の安否確認を行った上で、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。

③ 待機

今後の対応の指示があるまで議会において待機する。

(イ) 会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）

《議員が町内にいる状態》

➤p5「第5. 業務継続の体制及び活動の基準

2. 議員の体制 (1) 議員の基本的行動」 に準じた行動を取る。

① 安全確保

速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行った上で、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。

② 対策会議への参加

事務局へ安否の連絡を行い、対策会議からの招集に備え連絡体制を常時確保する。

③ 地域情報の把握と共有

地域の災害情報等は対策会議へ報告し、町への直接提供や問い合わせ、要望等は厳に慎む。また、SNS等への掲載は行わない。

④ 地域活動への協力

対策会議からの招集があるまでは、地域における活動に従事する。
なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

(ウ) 会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）

《議員が町内にいない状態》

①

② 安全確保

速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。なお、自身が被災した場合、当該自治体の避難に従う。

③ 安否の連絡

事務局へ安否の報告を行い、帰宅に係る安全な交通手段を確保する。

なお、安全を最優先し、無理な帰路は行わない。

また、町に戻った後は速やかに事務局へ連絡し、

➤p6「第5. 業務継続の体制及び活動の基準

2. 議員の体制 (2) 発生時期に応じた議員の行動基準

(イ) 会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）

《議員が町内にいる状態》」 に準じた行動を取る。

3. 事務局の体制

(1) 事務局の行動基準

(ア) 勤務時間に発生した場合

速やかに自身の安全を確保した上で、家族の安否確認を行い、その後非常時優先業務に当たる。

(イ) 本会議・委員会開催中

① 議員、傍聴者の安全確保

議長または委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者、来庁者の避難誘導を行い、その後速やかに議員の安否確認を行う。

② 被災状況の確認

役場の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

③ 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事するとともに、町本部から情報を収集する。

(ウ) 休会・閉会中

① 議員、来庁者の安全確保

事務局長の指示に基づき、来庁者及び来庁中の議員の避難誘導を行い、速やかに全議員の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務を行う。

(エ) 勤務時間外（平日夜間・土曜・日曜・祝日）に発生した場合

速やかに自身と家族の安全確認と安全確保を行った上、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。

その後、速やかに事務局へ参集し非常時優先業務に当たる。

家族の被災、当該事務局職員の住居の被害などにより参集できない場合は、事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる体制を確保しておく。

【事務局職員の非常時優先業務】

- 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- 事務局職員の安否確認
- 事務局の被災状況確認と執務場所の確保
- 事務局の電話・パソコン・タブレットなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 対策会議の設置
- 町本部との連絡体制の確保
- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
(議会事務局長が窓口となり町本部から情報を収集)
- 電気、水道などインフラの確認
- 議場、議員控え室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- 議場の放送設備の稼働の確保
- 報道対応など

第6. 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うにあたっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は町本部に集約されることから、町本部を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、地域の実情に詳しい議員には、より詳細な災害情報が寄せられることが考えられる。

町本部と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておく必要がある。

1. 地域の災害情報の収集、町本部への提供対策

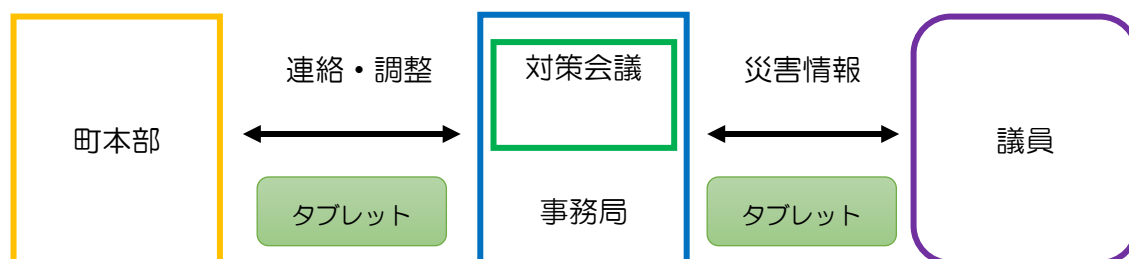
- (1) 本部への参集の指示があるまでは、地域活動を行いながら、災害状況の調査や住民の意見集約などを行う。
- (2) 災害情報の整理・分析の効率化のために、あらかじめ収集事項を整理しておく。(様式第2号)
- (3) 議員の収集情報は、救急・救命に係るものを除き対策会議へ報告し、町への直接の連絡は行わない。町本部との情報交換は、対策会議が行う。

(注意) 住民の要望事項への確約はしない。
収集情報のSNSへの掲載はしない。

2. タブレット端末の活用

- (1) タブレット端末で撮影した災害状況の写真・動画等は、必要に応じ対策会議へ送信する。
- (2) 対策会議への資料の提出及び連絡は、「LINE WORKS」、「FaceTime」などを活用する。

(>関連項目：第3. 災害時の町との関係)



第7. 業務継続及び災害復旧に向けた対応

1. 町本部との連携及び議会再開に向けた協議

町本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ町本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

町本部の説明を受け、今後の議会運営について、議会運営委員会と連携し、対策会議にて協議を行う。

2. 議会運営に向けた対応

(1) 本会議・委員会の再開（議会開催時）

迅速な復旧・復興に向け、町民の意見、要望等を踏まえて、町民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

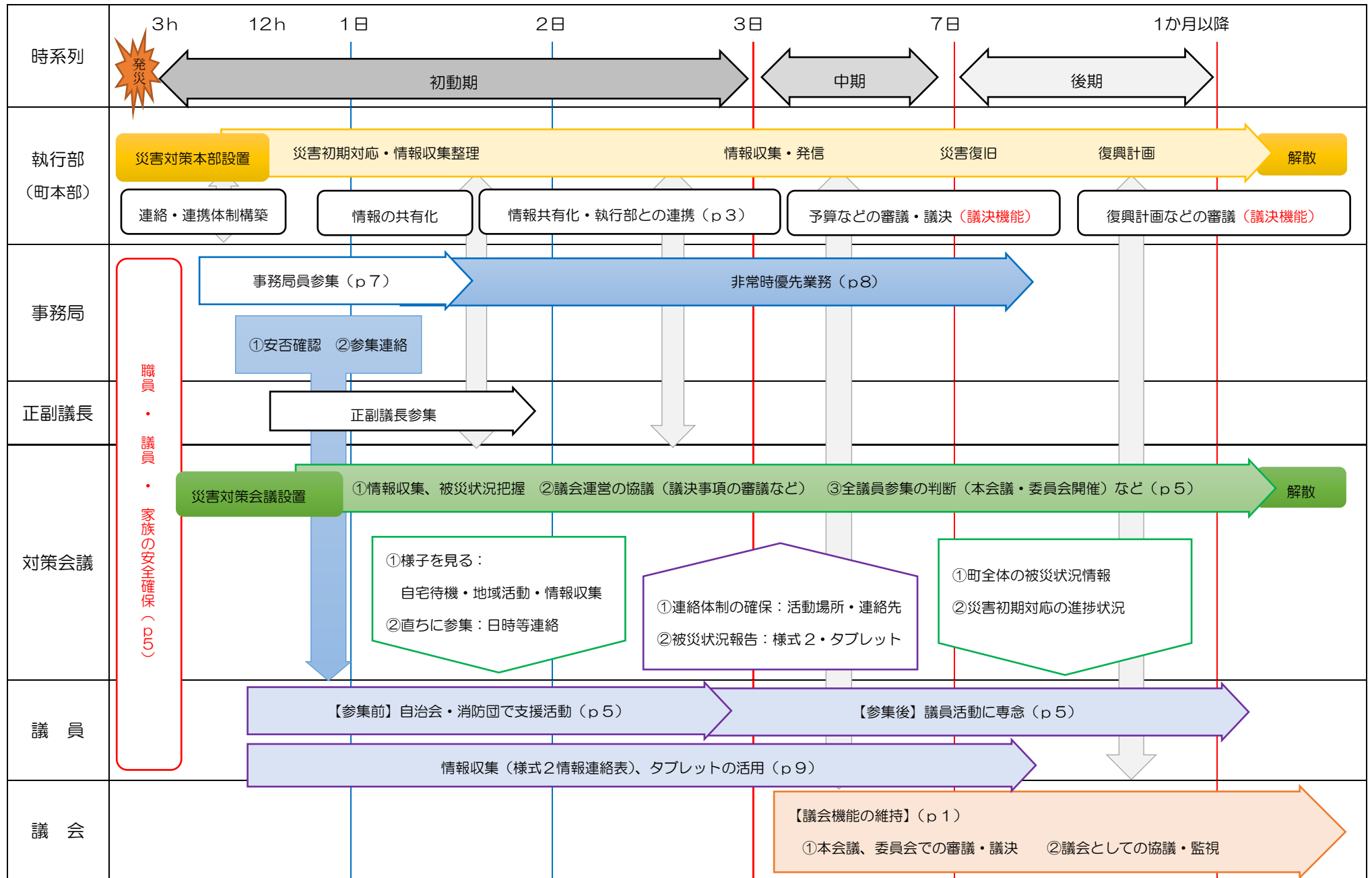
(2) 本会議、委員会の準備（議会閉会時）

次の定例会または臨時会において、迅速な復旧・復興に向け、町民の意見、要望等を踏まえて、町民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議するための準備を行う。

3. 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

時系列にみる基本的行動パターン (p6「第5.業務継続の体制及び活動の基準」(イ)夜間・休日の場合)



第8. 議会の防災訓練及び環境整備

1. 防災訓練

災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局を含めた全庁的な防災訓練等を定期的実施することが必要である。

2. 通信環境

大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話やFAXの代替となる通信手段の確保について、スマートフォンやタブレット端末の携行を心掛け、操作について習熟する必要がある。

※検討課題

通信機器がすべてダウンすることを想定し、衛生電話や防災無線など、議会独自の連絡体制の確保を町と協議する必要がある。

3. 対策会議及び本会議の会議室の確保

現議会事務局、委員会室及び議員控室棟については耐震基準を満たさず、災害時の業務継続機能の担保について不確定である。一方、議場棟については耐震基準を満たしているものの、第一会議室を教育委員会事務所として使用しているため、議場の会議室としての確保については町の被災状況を把握し、町と協議をするものとする。

なお、令和3年3月に完成する新庁舎については、議員執務室（仮称）を優先的に確保するものとする。

4. 備蓄品

災害対応にあたる議員及び事務局について、継続的に業務に従事することなどを考慮し、飲料水、食糧、毛布、衛生用品等の備蓄品について計画的に備えることとする。

町の備蓄品は住民に優先的に配給されるものである。一方、一般的に3日分の備蓄が必要とされているが、議会での確保はなされていない。飲料水・非常食・衛生用品については議員互助会費を活用し、計画的にローリングストックによる備蓄を行う。

第9. 計画の運用

1. BCPの見直し

防災訓練などの実施により得られた情報や課題などについて適切に反映させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、適宜改正を行うものとする。

2. 見直し体制

本BCPの見直しは、対策会議の委員において行うものとする。

五ヶ瀬町議会BCPイメージ図

【五ヶ瀬町災害対策本部】

- ・被害状況の情報提供
- ・本部の対応状況

【対策会議の設置】

- ・地域の災害情報
- ・要望提言活動

【五ヶ瀬町議会災害対策会議】

正副議長・議会運営正副委員長

- ①議員の安否確認
- ②町本部との災害情報の共有
- ③議会再開に向けての対応
- ④防災訓練と環境整備
- ⑤計画の見直しと運用

【議会事務局】

事務局長・書記

- ①議員の安否確認
- ②町本部との災害情報の共有
- ③議会再開に向けての対応
- ④防災訓練と環境整備
- ⑤計画の見直しと運用

- ・安否確認
- ・招集
- ・情報共有

- ・安否報告
- ・災害情報

【議員】※町へ直接連絡しないこと！

- ①自身の安全確保
- ②地域活動と情報収集
- ③招集への備え

○五ヶ瀬町議会災害時対策会議設置要綱

令和2年年3月19日全員協議会確認

(目的)

第1条 この要綱は、五ヶ瀬町議会災害時対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、町議会として災害時に即応できる体制の整備を図るとともに、町の災害対策本部（以下「町本部」という。）と連携を図り、災害対応にあたることを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に、対策会議を設置することができる。

- (1) 大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、または河川の氾濫等により、甚大な災害が発生したとき。
 - (2) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - (3) 町内に大規模な火災、爆発その他の甚大な事故災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
 - (4) 新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ、家畜伝染病等により、甚大な災害が発生した場合及びその他議長が必要と認めるとき。
- 2 議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。
- 3 議長は、対策会議を設置したときは、町長に通知するものとする。

(構成)

第3条 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長をもって組織する。

- 2 議長は、対策会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故等あるときは、議会運営委員長、議会運営副委員長ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。

(対策会議の任務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員へ対策会議が設置されたことの報告を行うこと。
- (3) 町本部から災害情報を収集し、議員へ提供し、情報共有すること。
- (4) 議員からの災害情報等を収集・整理し、町本部へ提供し、情報共有すること。

- (5) 災害から応急対策について協議し、必要に応じて町本部へ要望及び提言すること。
- (6) 議会開催に向けた調整・準備に関すること。
- (7) 各前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自身の安否及び対策会議との通信手段を確認すること。
- (2) 対策会議からの指示に即応できる態勢を確保すること。
- (3) 各地域において、救援、救助活動、避難所運営など、地域活動の協力・支援を行い、必要に応じて災害情報を対策会議へ報告すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自身の安否及び役場の被災状況を確認すること。
- (2) 町本部の会議等での情報収集及び対策会議への情報提供に関すること。
- (3) 対策会議の庶務に関すること。

(町対策本部への要請等)

第7条 町対策本部への要請及び提言等については、対策会議を通じて行うものとする。

(記録)

第8条 議長は、議会事務局職員をして、対策会議の記録を作成するものとする。ただし、記録の作成が困難であると議長が認めるときは、これを省略することができる。

(対策会議の解散)

第9条 議長は、町対策本部が解散されたときまたは災害の応急対策が概ね完了したと判断したときは、対策会議を閉じる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

参考：安否確認の方法

※事務局より送信します。

1. タブレット <LINE WORKS <「アンケート機能」によるひな形

安否確認

地震の影響による安否を確認するための調査です。

すべての方に回答をお願いします。

①自分の安否状況

無事

無事ではない

無事でない時の状態 ()

②家族の安否状況

無事

無事ではない

無事でない時の状態 ()

③所在地

自宅

町内 (場所や帰宅の可否:)

町外 (場所や避難状況、帰宅の見込み:)

④居宅被害

無事

無事ではない (状況:)

⑤参集状況

いつでも参集可能

参集不可能 (可能になる見込み次期:)

⑥連絡先

携帯電話可能

家族の連絡先 (続柄: 電話番号:)

⑦地域の被害状況

被害無

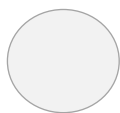
被害有 (状況:)

⑧その他

その他特記事項記入欄 ()

2. スマートフォン <LINE> 「五ヶ瀬町議会」グループによる確認ひな形

(1) 対策会議の設置

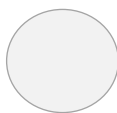


〇月〇日〇時〇分、町災害対策本部が設置されました。
議会BCPに基づき、議会災害対策会議を設置しますので、正副議長、議会運営正副委員長は速やかにご参集ください。
参集にあたっては自身の安全確保を最優先し、服装及び携行品に御留意ください。

(2) 議員の安否確認



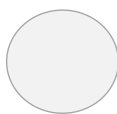
〇月〇日〇時〇分、町災害対策本部が設置されました。
議会BCPに基づき、議会災害対策会議が設置されます。
議員は、下記について速やかに返信してください。



- ① 自身と家族の被災の有無
- ② 現在の所在地（自宅・町内・町外）
- ③ 居宅の被害の有無
- ④ 参集の可否
- ⑤ 地域の状況（特筆すべき内容のみ）

※返信方法：この吹き出しを長押し<コピー>「メッセージを入力」長押し<ペースト>①~⑤の編集<送信

(3) 対策会議への招集



〇月〇日〇時〇分、町災害対策本部が設置されました。
議会BCPに基づき、議会災害対策会議が設置されましたので、議員は速やかにご参集ください。
参集にあたっては自身の安全確保を最優先し、服装及び携行品に御留意ください。

議 員 安 否 確 認 表

議員 氏名		確認 日時	年 月 日 時 分	確認者 (事務局)	
----------	--	----------	--------------	--------------	--

安否状況	本人 ・被災 無 ・被災 有 (重症:) (軽傷: (その他:				
	家族 ・被災 無 ・被災 有 (重症: (軽傷: (その他:				
所在地	・自宅 ・町内 () ・町外 ※避難状況、帰宅見込、同行者状況など ()				
居宅被害	・被害 無 ・被害 有 (全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊) (その他:)				
参集状況	可 ・ 否	参集可能 次 期	・いつでも可能 ・ ()頃		
連絡先	※本人と連絡が取れない時は、家族の連絡先 ・本人 (連絡先:) ・家族 (続柄: 連絡先:)				
地域の被災状況	※把握している限り詳細に記載 (参考: 様式〇 死傷者数と状況・家屋損壊数と状況・地区名 など)				
その他	※特筆すべき事項がある場合記入する。				

五ヶ瀬町議会災害対策会議宛 情報連絡表

〈宛先：五ヶ瀬町議会事務局〉

E-mail (事務局・代表) gikai@town.gokase.miyazaki.jp

E-mail (タブレット・書記) gokasegikai002@icloud.com

F A X : 0982-82-1723 T E L : 0982-82-1711

議員名 (報告者)		報告 日時	年 月 日 時 分	報告者 連絡先	
--------------	--	----------	--------------	------------	--

災害の概要	発生場所 (地域)	地区・組		発生 日時	年 月 日 時 分頃	
		住所				
	※地震・風水害等の状況					
被害状況	死傷者	死者	不明	住家	全壊	一部 損壊
		負傷者	計		半壊	その他
	※道路・水道・電気・ガス・法面など、生活インフラ及び公共物の被害状況を記入					
避難状況	※避難の状況、避難所の状況などを記入					
復旧状況	※地域における復旧状況を記入					
要望等	※特に急を要するニーズや要望等を記入 (対応が確約されるものではない)					

(事務局記入欄)

受番	・第 報 (・第 報続報)	受信 日時	年 月 日 時 分	受信者 (事務局)	
----	------------------	----------	--------------	--------------	--

五ヶ瀬町議会BCP（業務継続計画）

【概要】

大規模災害などの非常時において、議会機能の早期回復、迅速な意思決定、多様な住民ニーズへの反映のために必要となる組織体制や、議員の行動基準などを定めた計画です。

議員の行動基準

- ① まずは、自分の命を守ること。
- ② 安全が確保できたら、事務局に連絡すること。
- ③ 常に事務局からの連絡を受けられるようにすること。
- ④ 議会から招集があるまでは、地域活動を行うこと。
- ⑤ 命に係わる緊急時以外は、行政機関へ直接情報提供や要望を行わないこと。
- ⑥ 非常時に備え、3日分の備蓄を行うこと。

五ヶ瀬町議会BCP（業務継続計画）

第1版

【令和2年3月発行】

発行・編集 / 宮崎県五ヶ瀬町議会